

令和6年4月12日

保護者様

古河市立八俣小学校長 大谷 良明

「ラーニング」の実施について（お知らせ）

陽春の候、皆様にはますますの御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の学校教育に御支援・御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、上記の件につきまして、本市では、児童生徒が校外における体験活動等を企画し、平日に活動する機会を確保できるようにすることを目的とし、下記の内容で「ラーニング」を実施することになりました。

詳細につきましては、別紙の「ラーニングカード」及びパンフレットをご確認の上、活用するようお願いいたします。

記

1 ラーニングとは

平日に、授業の代わりにお子様と保護者が一緒になって体験活動をしたり、話し合ったりする日です。

2 内容

年5日以内に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定することができます。

3 申請方法

保護者が原則として1週間前までに裏面の「ラーニングカード」に必要事項を記入し、学校に申請してください。必要に応じてコピーしてください。

4 本校の「ラーニング」を取ることができない日

- 例) • 始業式、終業式、修了式等
- 学校行事（運動会、校外学習等）を実施する日
- その他、本校の教育活動を優先すべきと学校が判断した日 等

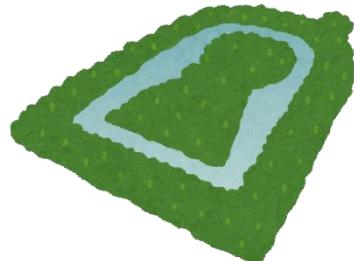
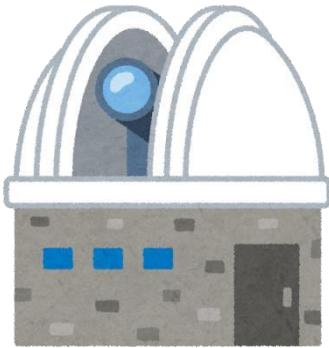
5 その他

- 活動日の給食につきましては、返金することができません。ご了承ください。

問合せ先 教頭 松崎 和美 TEL：0280-78-0009

「ラーケーション」

平日、授業の代わりにお子様と保護者が一緒になって体験活動をしたり、話し合ったりする日です。



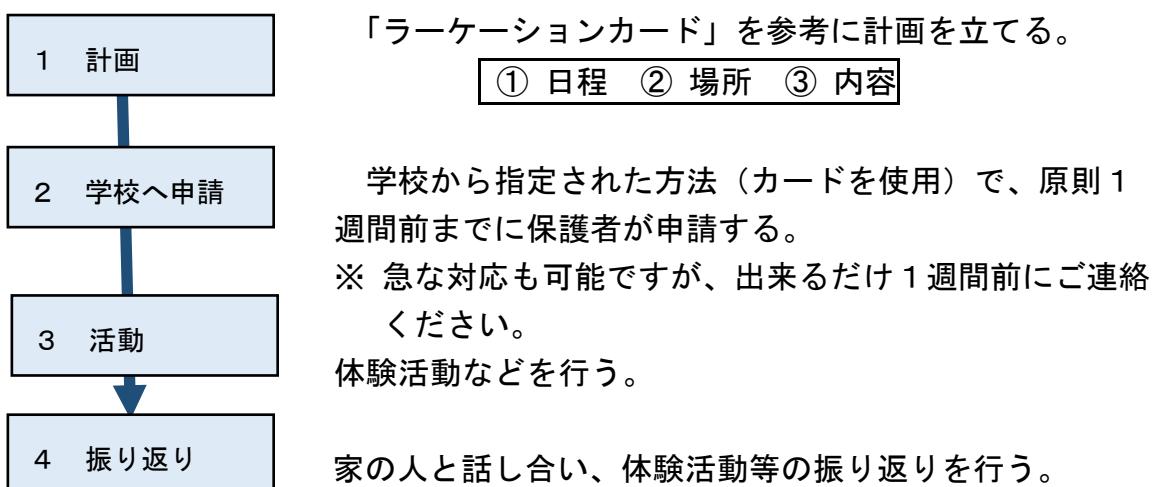
令和6年3月
古河市教育委員会

ラーニングとは

これからの社会では、自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身に付けるためには、地域に出かけたり、多くの人と会ったりする体験的・探究的な活動を通して学んでいくことが有効です。また、自己の在り方や生き方を考えるために、家人の人とゆっくりと話をする時間も大切です。思いや悩み、不安について家族と一緒に考えることで、これまでの生活を振り返り、今後を見つめる良い機会になります。

児童生徒が家人の人などと一緒に、そのような時間を取ることができるよう、茨城県が設定したのが年間最大5日間の「ラーニング」です。

ラーニング 申請の流れ



ご注意いただきたいこと

- 事前に学校に申請する必要があります。
- 受けられなかった授業内容に関するサポートについては、欠席や出席停止・忌引等の場合と同様になります。詳細は各学校にご確認ください。
- 各学校がラーニングを取得できない日又は期間を設定していますのでご確認ください。
(例) 4月中(年度はじめ)、定期テスト期間、学校行事の日等

活動の例

平日ならでは！ 水族館や博物館に行こう

興味のある施設に行き、時間を使ってじっくりと見学や体験をしてみましょう。

平日は、様々な施設が休日に比べて混雑していません。



気分は研究者！ レポートを書いてみよう

興味のあることや疑問をもったことについて調べ、レポートを書いてみましょう。

書いたレポートをコンテストに応募してみるのもよいでしょう。



学校体験！ 普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の様子を見てみましょう。

大学図書館や、周辺の街の雰囲気を味わうのもよいでしょう。



将来について！ お家の人に話してみよう

将来についての思いや悩みなどをじっくりとお家の人と話し合ってみましょう。

お家の人と休みを合わせてみるとよいでしょう。



Q & A

Q 1 茨城県は、どうして「ラーケーション」を設定したのですか。

A 1 学習指導要領において、「総合的な学習の時間」では、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための力を育成する。」となっています。そのような力を身に付けるためには、児童生徒が地域に岡かけたり、多くの人と会ったりする体験活動を通して学んでいくことが有効です。従来の学校での活動に加え、より柔軟に体験活動の時間を取ることができるように、茨城県では年間最大5日の「ラーケーション」を設定しました。

Q 2 「ラーケーション」を利用した場合、学校は欠席になりますか。

A 2 欠席にはなりません。

- Q 3** 「ラーニング」を継続して取得することはできますか。
また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか。
- A 3** 「ラーニング」は、継続して取得することも分散して取得することもできます。限度は年度内に5日であり、残った日を次の年度に繰り越すことはできません。
- Q 4** 保護者等が急きよ休みを取れることになった場合、実施の1週間前より後であっても申請することはできますか。
- A 4** できます。ただし、十分に計画した上で体験活動を行ってもらいたいので、可能な限り早めに申請するようお願いします。
- Q 5** 「ラーニング」を利用した日の給食の扱いは、どうなりますか。
- A 5** 病気等の欠席者と同様の対応とし、基本、給食費などの返金は行わないこととしたいと考えております。
- Q 6** 「ラーニング」にケガなどをした場合、どうなりますか。
- A 6** 学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをおすすめします。

「ラーケーション」カード

■ 「ラーケーション」について

お子様が平日に校外（家庭や地域）で、自ら体験活動を行えるようにするための日です。有効に活用して、お子様の成長に役立ててください。

- ・ 時間に余裕をもった体験活動や、保護者等の休暇と合わせた体験活動に取り組んでください。
- ・ 平日だからこそできる校外での活動を計画してみてください。

■ 取得する前に確認してください

確認できたら、□にチェックを入れてください。

- 「ラーケーション」のねらいについて確認しました。
- 「ラーケーション」の利用によって、学校で受けられなかった授業を補充する学習方法（プリント等）について確認しました。

■ どのような体験活動を行うか記入してください

① 体験活動をする日：令和 年 月 日 ~ 月 日 () 日間

② 体験活動をする場所：

③ 体験活動の内容：

申請日：令和 年 月 日

____年____組 ____番 名前 _____

保護者名 _____

学校チェック欄